

甲 43 証

福司総発第 8 号
令和 5 年 4 月 5 日

ご 回 答

司法書士 高垣 富雄 殿

福岡県司法書士会
会 長 猪之鼻 久美子



092-714-4234

貴職からの令和 5 年 3 月 1 9 日付けお問い合わせについて、下記のとおり回答いたします。

貴職への回答の前提として、貴職を被申立会員とする令和 5 年 2 月 1 7 日付けの紛議調停申立（以下、「本件申立」と言います。）については、当会会則第 1 0 8 条第 1 項に基づき設置された紛議調停委員会において、会則、紛議調停規則及び同細則（以下、「会則等」といいます。）に則り、その手続きを進めています。貴職におかれましては、当会会員用ホームページにて会則等をご確認のうえ、本件申立に適切にご対応ください。また、会則第 1 0 9 条に「会員は、やむを得ない事由がある場合を除き、紛議調停期日に出頭しなければならない。」との規定があることも申し添えます。

なお、本件に関する問合せ等がある場合は、当会事務局まで郵便、ファックス（092-714-4234）又は電子メール（JDE03115@nifty.com）にてご連絡いただきますようお願いいたします。

1 問い合わせ 1 項乃至 3 項について

貴職の問い合わせ内容のうち、本件申立の具体的な内容については、紛議調停において取り扱うものです。そのため、当会としてはその内容を把握することは差し控えており、回答は致しかねます。

2 問い合わせ 4 項及び 5 項について

紛議調停は、会員の業務に関する紛議について、当事者間の互譲により、実情に即した円満な解決を図るために実施するものであり（紛議調停規則第 1 条）、紛議調停委員会において本件申立についての事実を調査するものではありません。

また、紛議調停委員には、紛議調停規則第 1 9 条において守秘義務が課されています。

3 問い合わせ6項及び7項について

紛議調停委員には、一定の研修を受講するなどして調停員としてのスキルを有している会員を選任しています。また、紛議調停委員に対しては、当会旅費規程に従って、会議日当、旅費が支払われますが、本件申立について報酬が支払われることはありません。

以上